

經濟論叢

第156巻 第6号

野村秀和教授記念號

献 辞	菊 池 光 造	
井尻教授の双対的解釈についての考察	中 居 文 治	1
予算管理史研究の評価と課題	斎 藤 雅 通	15
ヨークベニマルの研究	奥 村 陽 一	32
中小金融機関の経営破綻と監督システム	櫻 田 照 雄	69
標準原価計算の差異分析と原因分析	上 總 康 行	103
会計測定モデル分析をめぐる 理論問題の再検討	藤 井 秀 樹	125
アメリカ年金会計における認識と測定の論理	佐 野 哲 哉	160

野村秀和 教授 略歴・著作目録

平成7年12月

京 都 大 学 經 済 學 會

中小金融機関の経営破綻と監督システム

——木津信用組合にみる会計・監査問題——

櫻 田 照 雄

は じ め に

昨年（1994年）12月には東京協和・安全という二つの信用組合が，今年の7月には東京のコスモ信用組合が相次いで経営破綻した。東京での“信組倒産”は関西にも波及し，8月30日には大阪に本拠を置く木津信用組合（木津信）の経営が破綻し，信用不安の連鎖は東京から関西へと波及した。欧米金融市場では，一連の経営破綻が深刻に受け止められ，邦銀による調達金利が急上昇するなど，不良債権処理の遅れとともに，わが国金融システムへの懸念が強まっている。

信用組合は，協同組織形態を採った中小企業金融専門の機関として，地域金融の円滑化など，一定の社会的役割を果たしてきた。信組の一連の経営破綻は，金融自由化の下での中小金融機関経営のあり方を問いなおすとともに，金融機関経営を外部からチェックするシステムを強化すべく，ディスクロージャーの充実や外部監査の導入などが提起——これらの機能を“過信”した見解も少なからず見受けられるが——されている。また，末尾に参考資料として示したように，監督官庁である大阪府が「自治体検査の限界」を公表するなど，木津信の経営破綻は，ディスクロージャーや監査における経営者責任と行政の監督責任との再構成といった理論的課題も提起している。

95年9月末からは大蔵省（近畿財務局）と大阪府とによる木津信への精査も開始され，破綻原因の究明が続けられているが，本稿では，執筆時点（1995年

9月30日)までの新聞報道を通じて明らかにされた事実をもとに、木津信の経営破綻に至る経緯を整理し、木津信の経営破綻が提起した中小金融機関のディストロージャー・監査問題を検討しようと思う。

I 木津信——その協同組織性

1. 木津信は協同組合だったのか

信用組合は、法的には、中小企業者や勤労者等の協同組合組織による金融機関とされている(「中小企業等協同組合法」昭和24年制定)。中小企業金融の分野では、信用組合以外にも、無尽会社から相互銀行を経た第二地銀や信用金庫がある。金融機関的成長を遂げるよりも、協同組合組織原則を働かせて自律性を重んじる方向をとる点で、信用組合は他の中小金融機関から区別され、協同組合組織による組合員の相互扶助の金融機関として特徴づけられる¹⁾。少なくとも行政は、かかるものとして信用組合を位置づけてきた。信用組合の相次ぐ経営破綻によって、大蔵省は「協同組織性の希薄化」を理由に、規模拡大による金融機関的成長を目指す信組や信金が普通銀行化——「ミニ銀行」化——するのを妨げないという方針を明らかにしている²⁾。

わが国にあっては、「創業精神である隣人愛による相互扶助を基調に役職員の全力を結集して地域最良の金融機能を発揮する」と「基本理念」にうたい、組合員の利益を目的として、協同組合の相互扶助と協同組織に徹底する経営方針を採る信用組合も存在する³⁾。協同組合では出資者と経営者・従業員が、それぞれの役割を分担しつつ、自発性を保持しながら組織目的の達成に向かう。そこでは、出資を通じた組合員の組織への帰属意識が、組織を支えるのである。こうした協同組合にとっては、今やその真価が問われるときでもある。

1) 「信用組合便覧」大蔵省銀行局内信用組合研究会。

2) 大蔵省通達「金融システムの機能回復について」1995年6月。

3) 中ノ郷信用組合第67期(1995年3月決算)業務報告書。協同組合組織としての信用組合の经营理念を丹念に検討したものには、森静朗「中ノ郷信用組合の形成と現代的意義」(『賀川豊彦研究第26・27合併特集号』財団法人本所賀川記念館、1994年5月)がある。

表一1 木津信組 大口出資者一覧 (単位:万円)

大口出資者名	金 額	業 種
○木津信抵当証券	95,836	ノンバンク
○実業開発	93,760	ゴルフ場経営
○実業土地建物	93,747	不動産売買
○実業ファイナンス	90,565	ノンバンク
○東洋実業	89,984	ノンバンク
○木津信ビル	88,358	ビル管理
○千和産業	84,118	ホテル経営
○実業建設	58,990	建設業
○エム・ケー商事	49,365	不動産賃貸
太陽実業	33,423	不動産
太通商事	30,200	畜産物販売
エフ・アイ・ツー	27,005	休眠会社
藤田建設設計事務所	26,100	設計事務所
エフ・アイ	25,010	不動産
寿不動産	19,591	不動産
和光ホーム	17,505	不動産
岩井建設	17,225	不動産
御堂開発	12,700	不動産・リゾート開発
大同殖産	10,000	不動産
大阪木津市場	9,088	卸売市場
出資金総額	1,749,283	
上位20社合計	972,543	
うち木津信関連会社	744,725	

注) 出資金総額のみ1995年3月末の数値

○印は木津信組の関連会社

木津信の出資状況をみてみよう。表一1は、1994年10月末時点での大口出資者の一覧である⁴⁾。これによると約174億円の出資金総額のうち、42%に当たる約74億円は同信組の関連会社によるものである。また、1995年3月末決算時の「員外預金」についても、大阪府が5,000万円以上の大口預金（総額2,940億円）を対象に調査したところ、79.6%に達したという。さらに、5,000万円未

4) ニッキン、1995年9月15日付。

満の預金についても、ほぼ同じ割合の「員外預金」があるとみられている⁵⁾。出資を通じた組織への帰属性は極めて薄い。さらに、経営陣をチェックする労働組合も、木津信にはない。こうした実態からすると、「協同組合組織による組合員の相互扶助の金融機関」からは遠くかけはなれていた⁶⁾。経営者の違法性の欠如が事態を深刻にし、被害を拡大するのである。

2. 大蔵省「指導の基本的態度」

大蔵省の『信用組合基本通達について』は、「金融の効率化」の観点から、「協同組合本来の特色を生かして中小企業金融の分野において十分その機能を発揮させることを第一義とし、いやしくも信用組合制度本来の性格に反するような業務運営（員外取引の増大、貸出の大口化等——引用者）は速やかにこれを是正せしめるものとする」と、信用組合「指導の基本的態度」を記している。『信用組合基本通達』はまた、「金融機関相互間に適正な競争関係をもたらし、競争を通じて経営の合理化と経営基盤の強化を促進し、その結果資金コストの引下げ、ひいては貸出金利の引下げを図ろうとする」政策をうたっている。経済的な力能が隔絶している大手都銀と信組が、同一営業地域内で「適正な」競争関係をもてば、弱者が強者によって駆逐されるのは経済法則の示す通りである。商取引においては、経済的な力能の隔絶を緩和する措置が講じられてこそ社会的公正が確保されるのであり、金融取引にもこの原則が適用されるべきである。というのも、他の商品取引分野に適用される消費者保護を、金融取引において適用するにはかなりの困難をとまなうからである。さらに、非営利性や自発性（ボランティア）といった経済外的な性格をもつ協同組合組織に対して、一方では「協同組合本来の特色を生かす」ことをうたいながらも、他方では、力関係を無視した経済的競争を強いている点にも、大蔵行政の矛盾があった。経営破綻信組の経営者たちは、それらの矛盾をつき、都銀とのタイアップを通

5) 毎日新聞大阪朝刊、1995年9月21日付。

6) 森静朗「信組経営、原点に立ち返れ」、日本経済新聞、1995年4月15日付。

じて経営規模拡大を達成する道を選択したのである。

II 木津信——経営破綻への道程

1. 木津信のランキング

* 36兆円を超える資金量を誇るさくら銀行から、資金量20億円の宮内庁信用組合や3億円の倉庫精練信用組合まで、全国には1,008の金融機関がある（1994年3月末現在）。信用組合は全国に383組合3,008店舗がある。業務を行っていない2つの信組を除いて、381信組を合算すると、貸出金総額は18兆6,000億円。これは東海銀行やあさひ銀行の貸出金（約20兆円）にほぼ匹敵する。2,000億円を超える資金量を有する信組が24組合、また30組合の資金量が1,000億円を超えてはいるが、大半の330組合は資金量1,000億円にみたない小金融機関である（表—2）。

表—2 資金量2,000億円以上の信用組合（単位：億円）

	(1)	(2)		(1)	(2)
1 関西興銀	105	11,365	13 大東京信組	252	2,852
2 木津信	108	11,066	14 兵庫県信組	258	2,704
3 茨城県信組	135	7,103	15 永代信組	260	2,669
4 コスモ信組	188	4,384	16 第一勧業信組	259	2,655
5 長野県信組	197	4,264	17 朝銀京都	263	2,637
6 朝銀大阪	204	3,854	18 広島市信組	277	2,353
7 新潟県信組	212	3,659	19 朝銀兵庫	281	2,312
8 朝銀東京	216	3,517	20 大阪商銀	285	2,280
9 大阪信組	226	3,318	21 岐阜商工信組	299	2,165
10 大阪弘咨	229	3,278	22 河内信組	301	2,160
11 東京商銀	234	3,157	23 朝銀愛知	316	2,023
12 和歌山県商工信組	242	3,073	24 広島県信組	319	2,001

(1)は、全金融機関1,008機関における順位を、(2)は資金量を示している。

出所) 『ニッキン資料年報』1995年版

関西興銀、木津信、朝銀大阪、大阪信組と大規模信組が並ぶ大阪は、“信組王国”と呼ばれてきた。現時点では、28組合321店舗が4兆8,000億円の預金を

表—3 木津信関連年表

1953年11月	営業開始
1975年1月	本部機構発足
1979年3月	富国信用組合と合併。合併により6店舗開設
9月	総預金500億円達成
1983年3月	“おかげさまで創立30周年”キャンペーン開始
1984年6月	鍵弥実 理事長に就任
1985年3月	総預金1000億円達成
1986年7月	光信用組合を合併。合併により7店舗開設
9月	総預金1,500億円達成
11月	福島・枚方支店（旧光信組店舗）を三和銀行に譲渡
1987年4月	“まごころ2,000億”キャンペーン開始
6月	三和銀行松原支店から2,000万円の紹介預金を持ち込まれる 東洋信金架空預金事件にからんだ元支店長による預金証書偽造事件
12月	総預金2,000億円達成
1988年1月	“信頼ひろげて3,000億”キャンペーン開始
2月	「木津信抵当証券」設立。同社の95年3月末の抵当証券販売額は210億円
1989年2月	総預金3,000億円達成
3月	総預金3,200億円達成
4月	系列ノンバンク「実業ファイナンス」設立
7月	紹介預金残高が1,000億円を突破
9月	総預金4,000億円達成
10月	不動産向け貸出比率は36%に
1990年2月	総預金5,000億円達成
3月	総預金5,700億円達成
4月	総預金6,000億円達成
5月	紹介預金は、長銀958億、東海714億、三和700億円に
7月	総預金7,000億円達成
10月	総預金8,000億円達成 不動産向け貸出比率は63%に 府検査。不良債権比率は1.7%、回収不能見込額は15億円（0.2%）
12月	紹介預金がピークに達する（4,432億円で総預金の半分） 大蔵省「紹介預金の行き過ぎ是正」。紹介預金の引き揚げ始まる 大阪府民信組のイトマン関連企業への貸出が問題視される

- 1991年1月 信用組合貸出限度額引上げ(4億円→8億円)
- 2月 小口員外貸出限度額引上げ(300万円→500万円)
- 6月 6月から9月にかけて、全国で不動産業者の金利延滞が続発
- 8月 東洋信金、架空預金事件が発覚
- 11月 預貸比率が98%に達し、支払能力が逼迫
 抵当証券業協会、担保評価の見直しを通達
- 1992年1月 不動産向け貸出比率は75%に
 府検査。不良債権比率は37.1%、回収不能見込額は34億円
- 夏 ボーナスに向けて7%台の高金利預金設定
 山口組系暴力団への8億5000万円融資事件
- 9月 府検査。不良債権比率は39.4%、回収不能見込額は239億円
 府、検査「示達」で「貸出の適正化」を求める
- 10月 東洋信金清算・解体
- 1993年7月 府検査。不良債権比率は83.9%、回収不能見込額は708億円
 府、検査「示達」で「収益構造確保のための抜本的改善措置」を求める
- 11月 大阪府民信組が信組大阪弘容に吸収合併
- 1994年1月 「スプレッド関西」(「自己競落会社」)設立
- 3月 「トレンディゴルフ」(「自己競落会社」)設立
 アメリカで偽造債券出回る
 系列ノンバンクの不良債権の肩代わりを迫られる。
 5,000万円以上の預金では「員外預金」が87%に達する
 総代会、府の「不同意」に反して6%配当を承認
- 7月 不動産向け貸出比率が88%に
- 10月 実業ファイナンス(3,200億円)、木津抵当証券(1,196億円)などへの大口融資
 府、監督権限のなかったノンバンクの経営実態を検査する。
 府検査。不良債権比率は83.6%、回収不能見込額は3,791億円
 大口貸出(8億円以上)は7,753億円(貸出金総額の75.5%)
 追加貸出は547件、総額403億6,400万円
- 11月 府、検査「示達」で「経営方針の転換、経営姿勢の改善」を求める
 府、信組支援につき「国が積極的な施策をとるよう」大蔵省に要望
- 1995年1月 府、「事実上の経営破綻」と判断、大蔵省・日銀と協議に入る
- 2月 225億円の預金が流出
 6日、府は経営実態レポートを大蔵省・日銀に提出
 「2信組」の大口預金者リスト公表で大口預金の解約相次ぐ(448億円)

- 3月 614億円の預金が出
府、預金・貸出金残高の日報を求める
5,000万円以上の預金では「員外預金」が79%に
府、「法的措置も辞さない」と業務改善命令を示唆
府、鍵弥理事長に“事実上の破綻宣告”
- 4月 預金が増加に転じる
保有不動産の売り急ぎ（～6月末で130件、7月中には45件）。
13日、府、三和銀行に1,000億円の資金提出を求める。三和銀行は拒否
19日、府、「実業ファイナンスなどへの限度額超過貸出の是正」求める命令
- 6月 大蔵省、「金融システムの機能回復について」を公表
- 7月 不動産会社御堂開発との間で告訴合戦（のち取下げ）
不動産向け貸出額は約6,500億円、無担保の「追い貸し」は3,500億円以上に
- 8月 コスモ信組の経営破綻で預金流出に拍車がかかる（8月の流出額は約800億円）
14日、府による本店と北支店への特別検査（大口預金の貸出利率調査）
15日、府、「適正な金利設定を求める」業務改善命令を出す
31日、業務停止命令、回収不能見込額6,000億円。預金引出2,800億円
- 9月 1日、30日からの3日間で日銀特融は2,830億円に
10日、府と大阪府信用信組協会は府下信組合併による再編整備を検討
13日、山口組系関連企業への融資（6社に240億円）が発覚

受入れ、4兆1,900億円の貸出を実行し、いずれも東京を上回る。経営破綻直前の木津信の預金高は、大阪地区地銀・第二地銀と遜色ない位置にあり、関西興銀と木津信だけで地区内信組の預金・貸出の過半を制していた。

2. 木津信の急成長

表—3は、木津信の事業報告書に新聞報道で明らかにされた事実を加筆して作成した。富国信用組合との合併をへて、1979年9月に総預金高は500億円に達したあと、相次ぐ預金キャンペーンで、85年3月には1,000億円、87年12月には2,000億円に達した。8年間で預金規模が4倍化したわけである。バブルの本格化とともに預金量は飛躍的に伸びつづけ、89年2月に3,000億円に達し

たあと、9月には4,000億円に、90年10月には8,000億円に達した。1990年には1年間で3,000億円の預金を純増させた。営業開始後、34年かかって2,000億円規模の信組に成長したあと、わずか3年後には6,000億円の預金増加を果たして、8,000億円という全国最大規模の信組へと成長していく。

木津信の支店展開をみると、預金高1,000億円を達成した1985年当時では14の支店があった。開設時期をみると、開設後10年を経過している支店は4支店であり、残りの10支店のうち4支店は開設後5年にも満たなかった。新規開設支店の営業が軌道に乗るには、信組業界では「黒字転換に3年から5年。地域に定着するには10年かかる」と言われている。木津信でも、「貸出ができたのは、本店営業部、北支店（富国信組との合併により吸収）、針中野（1974年開設）、もず駅前（1975年開設）の4店だけだった⁷⁾。貸出と結びついて預金を獲得していくオーソドックスな業務からは、このような急速な規模拡大は果たせない。

預金拡大の原動力となったのは、バブル経済期に盛行した「CP財テク」と「紹介預金」だった。CP（コマーシャル・ペーパー）は、短期金融市場での機動的な資金調達を可能にする商品（2週間以上9カ月以内の期間であれば自由に期間が設定できる）として開発され、金融自由化の進展に伴ってわが国では、1987年11月から発行が解禁された。CPは、上場会社だけでなく、非上場会社であっても3年以上の継続開示を条件に発行できる。またCP発行には、金融機関による信用供与枠（バックアップライン）または保証が必要である。企業は、手数料と割引料（CPは確定日払いの約束手形だから金利を割引かれる）を差し引いた額を受取るが、源泉徴収もなく、銀行保証による調達コスト引下げのメリットも享受できる。銀行は信用保証手数料や引受手数料を得る。こうした仕組みをベースに組み立てられたのが、「紹介預金」である。

CPで資金を調達した企業には、金融自由化で都銀に比べて預金金利が高くなった信組を紹介（斡旋）する。企業からすれば、低利で調達した資金を信組に預金し、CPの決済にはこの預金を充てればよい。店頭登録を準備する企業

7) 日経ビジネス、1995年9月11日号。

なら、CPが活用できたわけだから、こうした企業との取引関係を強化したい銀行にとっても、有効な経営手段でもあった。三和銀行の斡旋で1,850億円の資金を投じた企業もあった。

この「紹介預金」は、1990年12月のピーク時には4,432億円に達し、預金高の半分を占めた。木津信からみれば「紹介預金」は、半年ないし1年しか滞留しない不安定な預金である。この不安定な預金を原資とする貸付は、回転が極めて早く、かつ数千億円ものボリュームを処理できるものでなければならない。この条件を満たすのは転売目的の不動産貸出しかない。信組サイドからみれば、転売を前提した取引であれば、担保評価は収益還元法に拠る意味はなく、取引事例比較法で十分である。取引事例比較法に拠れば、担保評価が極めて容易であり、担保設定手続も比較的スムーズに処理でき、「手間もかからず儲かる商品」となる。88年に入って、木津信は不動産貸出を活発化させる。1989年10月の不動産貸出比率は36%、1990年10月には63%に達し、不動産金融専門の“ミニ銀行”へと変貌していたのである。

3. バブル期の大手銀行の経営行動

1990年12月のピーク時で4,000億円を超えた木津信への「紹介預金」の内訳は、三和銀行が3,174億円、長銀が850億円、東海銀行が375億円。1990年5月時点では、それぞれ700億円、958億円、714億円と報じられている⁸⁾。5月から12月の7カ月間に及ぶ「紹介預金」拡大競争では、2,500億円もの「紹介預金」を上積みした三和銀行が勝利する。

“信組王国大阪”を舞台にした「紹介預金」競争は、イトマン事件に登場した大阪府民信組でも繰り広げられた。同信組のケースでは、91年12月時点での総貸出金3,200億円のうち、1,650億円が許永中・伊藤寿永光関連企業への融資であった⁹⁾。大阪府民信組のピーク時の預金高は3,500億円(90年11月)。1,345

8) 朝日新聞、1995年9月3日付。

9) 朝日新聞、1991年4月23日付。

億円の大口預金を「紹介」し、許・伊藤関連企業への資金調達の一環を担っていたのは、富士銀行であった¹⁰⁾。インマンの経営危機がささやかれると、大口預金相次いで引き出され、翌92年の3月末には大阪府民信組の預金量は2,400億円にまで減少する。4カ月間に3分の1近くの預金流出したことになる。同信組の資金ショートが懸念されたとき、同信組に11人の人材を送り込んでいた富士銀行からの900億円の緊急融資によって当座をしのいだという¹¹⁾。関係金融機関による“戦後処理”の費用分担に決着がつけられ、大阪府民信組は93年11月に、信組大阪弘容に救済合併された。

大阪ではこのほか、東洋信用金庫の架空預金事件があった。尾上縫が三和OBの元支店長と共謀し、東洋信金の預金証書を偽造して、これを担保にノンバンクから借入れを行った事件である。ピーク時の尾上の借入額は1兆3,450億円だったという¹²⁾。事件が発覚した91年8月時点での同信金の預金量は3,659億円。このうち架空預金が3,530億円あり、取付け騒ぎが懸念された¹³⁾。東洋信金事件では日本興業銀行が“主役”として舞台に登場し、中村会長は一連の責任を負って辞任した。三和銀行も東洋信金には、30数人のOBを派遣し、事件を起こした元支店長も三和出身者。三和OBが代表権のある常務理事としても席を占めるなど、東洋信金との間には人的な結合関係も強かった。

4. バブル破綻後の木津信の経営

1990年2月に大蔵省が発した通達「土地関連融資の抑制について」(蔵銀第555号)は、「当面、不動産業向け貸出については、公的な宅地開発機関等に対する貸出を除き、その増勢を総貸出の増勢以下に抑制することを目処と」し、不動産貸出の「総量規制」がはかられた。これ以降、日本の不動産バブルは鎮静に向かう。また90年12月に大蔵省は、「紹介預金の行き過ぎ」を是正するよ

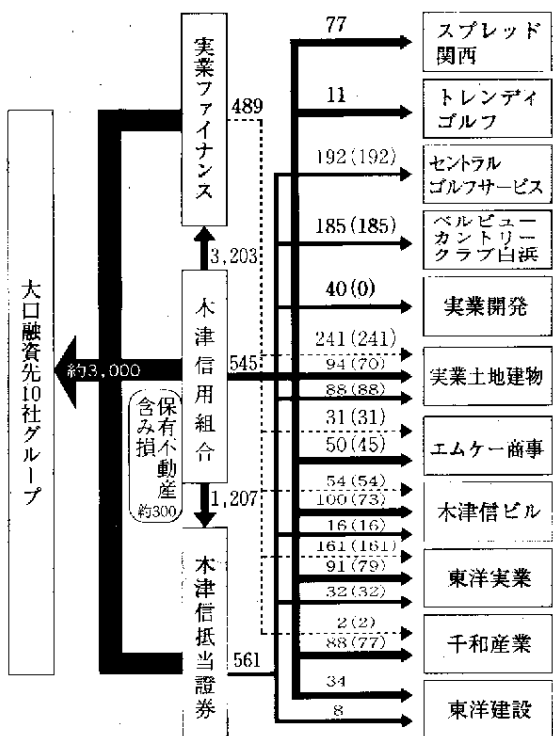
10) 朝日新聞、1991年9月10日付。

11) 朝日新聞、1991年4月23日付。

12) 朝日新聞、1991年9月13日付。

13) 日本経済新聞、1991年9月12日付。

図一 木津信組からの融資の流れと不良債権
(94年10月時点。単位は億円。カッコ内が不良債権額)



出所) 朝日新聞 1995年9月23日付。

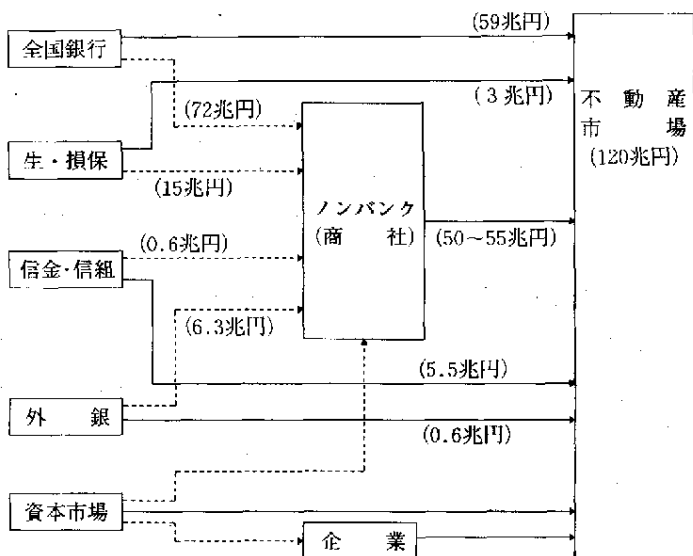
う求めた。木津信の「急成長」を支えてきた「紹介預金」・「不動産貸出」という条件が大きく変化する。

土地取引の鎮静化と土地価格の下落に伴い、木津信の取引先業者の経営が悪化し、債権の不良化が進んだ。91年6月から9月にかけて、全国で不動産業者の金利延滞が続発するなど、経営環境は一段と悪化する。不動産専門“ミニ銀行”化していた木津信は、

土地取引の鎮静化の影響を直接に被った。同一業種に偏重した貸出姿勢こそは、金融機関経営の健全性悪化をもたらす。91年秋の府検査によれば、不良債権比率は37.1%にも達し、回収不能見込み額は34億円であった¹⁴⁾。91年11月には預貸比率が98%に達し、資金ショートも懸念された。加えて、抵当証券業協会が、担保価値の見直しを通達する。92年3月決算時点の木津信の税引後当期純利益は、72億円弱で、前期末に設定されていた貸倒引当金は25億円強あった。今からすれば、この時

14) 日経金融新聞、1995年8月31日付。

図-2 資金流入総額



(出所) 『財界観測』1992年1月

期に処理して置けばとも思われるが、91年10月に発覚した東洋信金事件（その後92年10月に同信金は分割・解体される）があり、イトマン＝住銀事件にからむ大阪府民信組の行方が不透明であった時点では、監督当局が信用不安の連鎖を嫌ったのだと思われる。

不動産専門“ミニ銀行”に姿を変えてしまっただけからは、「紹介預金」に代わる預金獲得と、不良不動産の処理に追われる。預金獲得という点では、92年には夏のボーナスに向けて、7%台の高金利定期預金が設定された。信組にしてはめずらしく、TVコマーシャルも登場する。木津信はこのときすでに、2,000億円を超える不良債権を抱えていた¹⁵⁾。不動産バブルがはじけてしまっただけでは、不良不動産の処理もままならない。大阪府の検査によれば、1990年に1.7%であった不良債権比率は、39.4%（92年）、83.9%（93年）、88%（94年）

15) 日本経済新聞、1995年9月29日付。

へと上昇しつづけ、15億円であった回収不能見込み額も、239億円(92年)、708億円(93年)、3,791億円(94年)へと膨らむ。この時期に登場するのが、系列ノンバンクを媒介にした理事長ファミリー企業への貸出による「収益」の計上である。

金融機関系ノンバンクが誕生したのは、金融自由化が進むなかで、金融業務が多様化し、「総合金融サービス」の展開が、とりわけ大手行に求められたからである。大手の系列ノンバンクは、親会社からの低利資金供給と、親会社の信用力を背景にした資金調達力を活用して、バブル時代には不動産融資に貸し込んでいった(図-1, 2参照)。

金融機関の営業店は、自行の決済ネットワークに不動産取引情報がかかってくる。信託銀行以外は不動産取引の斡旋・仲介から手数料をとれない。そこで、そうした取引情報を資金とともに系列ノンバンクに紹介する。10億円の土地売買を斡旋・紹介した場合、手数料収入は通常3%である。当事者双方で分ければ、1,500万円。この手数料に見合う金額が見返りに預金される。銀行はこの両建預金を運用して、手数料に相当する金額も稼ぐ。ノンバンクは、営業店から斡旋・紹介された融資によって稼ぎ、業者は融資された資金をもとに売買益を稼ぎ、大手行は業者やノンバンクからの「協力預金」でも稼ぐわけである¹⁶⁾。木津信が採った方策も、業界ではつとに知られた経営手法である。

III 木津信の経営指標

1. 木津信の事業報告書から

表-4・表-5は、総代会提出の事業報告書に記載された貸借対照表・損益計算書から作成した。なお、協同組合形態をとっている場合、組合員以外へのディスクロージャーは強制されない。すでに述べたように、1991年からは本格的なバブル縮小期に入っている。また、木津信が不動産貸出に特化していたことや、91年6月から9月にかけて全国で不動産業者の金利延滞が続発したこと

16) 荒和雄『元支店長の銀行バブル物語』、ダイヤモンド社、1992年。

も念頭に置いておこう。

木津信でも93年3月期決算からは、利益額が4分の1から5分の1に低迷している。経常費用の伸びが経常収益の伸びを大きく上回ったことが原因である。ところが、定期預金などの現金積金勘定の動きをみると、91年3月期決算の8,000億円から、92年は8,530億円（1.06倍）、93年は8,960億円（1.1倍）、94年は1兆1,000億円（1.4倍）、95年は1兆1,700億円（1.5倍）へと増加している。貸出金も、同様の傾向を示し、91年3月期決算の7,730億円から、7,750億円（ほぼ横ばい）、8,000億円（1.3倍）、9,460億円（1.2倍）、1兆750億円（1.4倍）と推移している。貸出金は5年間で2,300億円増加しているのに対して、貸出金利息は92年3月期決算を除けば、横ばいないし微減という状態である。こうした貸出金利息の減少を、金融機関貸付金（全信組連）への短期資金運用や役務取引からの手数料収入で賄おうとしたが、経常費用の増加をカバーできなかった。その後は、現時点での新聞報道でも明らかにされているように、系列ノンバンクとの違法な取引を重ねることによってのみ、命脈が保たれる状態が続く。

2. ターニングポイントは1992年3月期決算

1992年の1月には不動産向け貸出比率は75%に達していたという。92年3月期決算を91年3月期決算と比べ、変化の大きな勘定科目を取り上げよう。資金調達サイドでは、定期積金の解約や普通預金、通知預金の減少がみられる。特に目をひくのは、当座預金が当期に限って200億円増加していることである。ある年にだけ取引先が増えたり、経営の悪化した取引先がわざわざ無利子預金に振替えることは考えられない。木津信が“ファミリー関連企業”に200億円を貸出し、融資を受けた“ファミリー関連企業”は、直ちに木津信の当座預金に預け入れる——当座預金の増加はこれで説明できる。

運用サイドでは現金預け金が4割減少した。他の金融機関に預けていた360億円の譲渡性預金を取崩したが、それに見合う譲渡性預金が減少しているので、

表—4 木津信・貸借対照表

(単位: 千円)

【貸借対照表・資産勘定】

	1995.3	1994.3	1993.3	1992.3	1991.3
現金・預け金	63,824,381	82,418,047	99,544,680	79,157,507	131,493,472
現 金	4,887,498	3,169,745	3,062,872	3,336,911	4,278,800
外国通貨	2,720	1,563	1,980	2,532	1,826
預 け 金	52,934,163	79,246,739	96,479,828	70,818,064	86,212,846
譲渡性預け金	6,000,000	—	—	5,000,000	41,000,000
金融機関貸付金	13,500,000	72,500,000	—	27,000,000	—
全信組連短期資金	13,500,000	72,500,000	—	27,000,000	—
買入金銭債権	6,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
有価証券	14,252,256	585,841	585,919	763,071	2,521,493
地方債	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
社債	19,726	—	—	—	1,878,488
証券投資信託	240,000	240,000	240,000	410,000	210,000
株式	13,991,530	344,841	344,919	352,071	432,005
貸出金	1,075,138,223	945,656,944	801,334,177	774,541,365	772,551,092
割引手形	4,999,567	3,261,976	317,422,949	326,288,070	293,631,172
手形貸付	648,693,322	485,534,204	427,635,712	418,964,754	457,125,923
証書貸付	419,247,798	454,514,993	35,994,777	27,632,377	10,644,329
当座貸越	2,197,536	2,345,771	20,280,739	1,656,164	11,149,668
未決済為替貸	94,247	64,042	53,908	2,046,083	1,409,180
その他資産	8,556,389	13,237,233	14,594,426	12,088,460	3,535,228
全信組連出資金	235,400	117,700	117,700	117,000	113,700
商工中出資金	47,200	47,200	47,200	47,200	47,200
その他出資金	4,375	4,345	4,345	4,345	4,345
未経過借入金その他	—	—	1,512	101	160,504
未収利息その他	6,880,490	11,773,753	12,932,475	8,616,527	2,222,600
仮払金	1,071,934	977,527	1,174,451	2,985,844	846,412
その他の資産	316,990	316,708	316,743	316,743	140,467
動産不動産	60,711,214	58,700,253	57,465,269	39,936,601	21,484,442
事業用動産	35,745	695,353	750,786	816,608	883,325
事業用不動産	15,716,841	16,062,768	16,212,047	12,773,723	11,143,312
所有動産不動産	43,826,019	41,408,190	39,928,150	25,722,421	11,834,283
保証金その他	532,609	533,942	574,286	623,849	623,522
債務保証見返	107,461,949	105,999,651	114,233,235	101,075,647	90,786,384
資 産 合 計	1,349,538,659	1,285,162,011	1,089,801,614	1,038,608,734	1,028,781,291

【貸借対照表・負債及び組合員勘定】

	1995.3	1994.3	1993.3	1992.3	1991.3
現金	1,167,458,112	1,106,602,185	896,263,416	852,941,231	802,921,167
当座預金	4,248,137	3,494,340	4,083,888	23,735,497	4,828,336
普通預金	22,680,522	22,997,907	18,594,259	18,144,939	24,838,325
貯蓄預金	215,084	375,124	227,013	—	—
通知預金	499,773	986,983	888,937	852,701	1,466,815
通段預金	867,616	1,294,561	942,388	1,068,747	1,819,932
納税準備預金	154,574	164,678	164,730	156,255	167,164
定期預金	1,112,415,381	1,049,129,408	845,340,781	771,801,926	713,487,492
定期積金	26,377,025	28,159,184	26,021,420	37,181,166	56,313,103
譲渡性預金	—	—	4,250,000	—	34,900,000
借入金	—	—	3,995,292	2,170,926	27,022,000
当座借越	—	—	—	11,700	25,022,000
未決済為替	32,142	33,667	19,330	2,159,226	2,000,000
その他負債	22,959,470	24,679,034	24,614,179	9,287,005	10,501,081
未払利息その他	16,948,731	20,140,195	18,417,675	15,890,071	23,485,956
給付補填備え金	353,450	391,792	420,692	736,538	9,940,779
納税充当金	1,320,000	675,659	1,214,797	736,538	1,054,252
未経過収益	3,140,748	2,132,672	3,156,295	3,874,824	4,758,086
未払諸税金	828,369	1,011,144	1,132,058	4,001,603	5,850,640
未払配当金	302,109	234,915	186,815	2,650,045	1,329,826
未払戻金	386	946	661	118,037	91,507
仮受金	65,268	87,202	84,777	182,547	400,000
その他の負債	409	4,509	409	200,000	55,151
代理業務勘定	14,878	9,546	32,826	71,873	5,715
債務保証	107,461,949	105,999,651	114,223,235	38,579	575
引当金	7,386,854	4,304,028	2,843,353	101,075,647	90,786,384
貸倒引当金	7,386,854	4,304,028	2,830,296	2,759,161	2,626,797
退職給与引当金	—	—	13,057	2,733,046	2,535,394
(債権償却特別勘定)	3,754,414	—	—	26,115	91,403
負債合計	1,305,313,405	1,241,628,111	1,046,201,631	1,038,608,734	992,243,960
組合員勘定	44,225,254	43,533,900	43,599,983	42,610,647	36,537,331
出資金	17,492,836	16,970,228	17,327,586	17,291,022	17,566,566
法定準備金	3,615,000	3,405,000	3,170,000	2,410,000	1,550,000
特別積立金	21,630,000	21,500,000	20,600,000	15,300,000	8,700,000
退職給与積立金	171,248	171,248	161,249	152,248	142,248
当期末処分利益剰余金	1,316,170	1,487,424	2,341,148	7,457,377	8,578,517
(当期利益金)	1,187,128	1,330,206	2,009,232	7,178,078	8,371,412
合計	1,349,538,659	1,285,162,011	1,089,801,614	1,038,608,734	1,028,781,291

表・5 木津信・損益計算書および剰余金処分計算書 (単位: 千円)

	1995.3	1994.3	1993.3	1992.3	1991.3
経常収益	68,796,795	69,694,170	67,478,988	78,050,199	73,396,166
貸出金利息	63,073,982	64,221,458	63,869,912	73,929,939	65,519,792
預け金利息	2,124,158	2,056,921	1,690,813	1,934,339	5,074,678
金融機関貸付金等利息	1,613,264	1,582,771	316,197	695,860	552,638
有価証券利息配当金	57,781	5,459	5,370	67,360	88,432
その他の受入利息	263,999	284,603	159,801	171,459	637,431
役務取引等収益	1,438,961	1,334,261	1,279,092	1,111,805	986,739
その他業務収益	224,650	208,697	157,803	137,227	263,313
経常費用	66,116,934	67,113,658	64,117,522	67,768,921	60,636,873
預金利息	46,907,637	54,290,304	53,364,031	53,824,851	50,489,298
給付補償備え金繰入額	538,785	573,008	686,904	1,130,258	1,300,583
譲渡性預金利息	—	—	—	2,112,818	56,937
借用金利息	178	133,127	178,427	625,068	150,671
その他の支払利息	76	3,284	370,653	18,686	29,346
人件費	4,220,166	1,062	10,022	3,759,610	3,378,233
物件費	3,648,099	3,978,507	3,793,044	3,972,322	3,124,649
税金	627,249	3,965,226	4,016,598	279,254	236,948
役務取引等費用	40,615	395,372	401,716	24,999	24,171
貸倒引当金繰入額	448,968	36,565	27,596	376,331	727,052
貸出金償却	2,813,129	603,866	88,554	421,052	330,863
債権償却特別勘定繰入額	2,728,169	1,917,456	183,723	489	17,297
株式等償却	3,704,170	886,401	7,152	79,880	20,624
その他資産償却	4,362	78	3,861	11,972	11,716
退職手当金	10,000	9,000	1,100	—	—
事業税	259,248	305,488	951,477	1,125,627	738,485
その他業務費用	166,083	14,914	32,664	5,704	—
経常利益	2,679,861	2,580,512	3,361,466	10,281,278	12,759,293
特別利益	122,282	35,584	98,212	439,834	22,734
動産不動産処分益	11,796	1,036	80,930	151,803	145,550
償却債権取立益	4,767	4,955	2,258	22,789	23,799
その他の特別収益	105,719	29,593	15,024	265,242	53,385
特別損失	236,201	592,613	350,446	43,034	10,615
動産不動産処分損	236,201	592,613	340,600	42,860	10,615
その他の特別費用	—	—	9,846	174	—
税引前当期純利益	2,565,942	2,023,483	3,109,232	10,678,078	12,971,412

法人税及び住民税	1,378,814	693,277	1,100,000	3,500,000	4,600,000
当期利益金	1,187,128	1,330,206	2,009,232	7,178,078	8,371,412
前期繰越金	129,042	157,218	331,916	279,299	207,105
当期末処分利益剰余金	1,316,170	1,487,424	2,341,148	7,457,377	8,575,517
前期繰越金	129,042	157,218	331,916	279,299	207,105
当期利益金	1,187,128	1,330,206	2,009,232	7,178,078	8,371,412
剰余金処分額	1,195,329	1,358,382	2,183,932	7,125,461	8,299,218
法定準備金	300,000	210,000	235,000	760,000	860,000
特別積立金	200,000	130,000	900,000	5,300,000	6,600,000
退職給与積立金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
配当金	685,329	1,008,382	1,038,932	1,035,461	809,218
役員賞与金	—	—	—	—	20,000
次期繰越利益剰余金	120,841	129,042	157,216	331,916	279,299

預け合っていた資金をそれぞれが取崩したわけである。このほか、社債を約20億円取崩し、270億円を全信組連の短期資金に振替えるなど、手元現金の100億円の減少と合わせ、余資運用を修正している。貸出金の増加が20億円にとどまったにもかかわらず、貸出金利息は84億円の増加を示している。貸出金と貸出金利息（貸付金利息と手形割引料からなる）から単純に貸出利率を計算すると、91年3月決算では8.48%、92年決算では9.54%、93年決算では7.97%となる。当座預金勘定と同様に、「貸出利率」もこの決算年度（1991年4月から1992年3月まで）に限って、他の期間に比べて1%以上高い水準にある。この期の割引手形貸付の増加額は約330億円。25%という高利で貸出せば、330億円の割引手形貸付で85億円の利息が稼げる。“ファミリー企業”に手形を発行させ、それを高利で割引くといった操作が行われた可能性も否定できない。

1992年の夏のボーナスに向けて木津信は7%という、当時としても高金利預金を設定するとともに、TVコマーシャルの放映も開始された。新たに2つの支店も開設した。なお、支店開設には監督官庁の認可が必要であり、この時には「最近の実施検査の結果に照らし、資産内容は健全であるか」など経理状況が「慎重に検討」されることとなっている（信用組合基本通達・審査要領）。

新たな経営展開によって、定期預金勘定も著しい伸びを示した。貸出金も順調に伸びた。しかし、当期利益金は1993年3月決算では20億円にとどまり、前期から金額では50億円の減少を示した。1993年7月の大阪府の木津信への検査によれば、不良債権比率は80%を超え、回収不能見込み額も700億円に達していた。

IV 中小金融機関の会計・監査問題

1. 協同組合への「外部監査」

不動産向け貸出比率（業種別貸出残高状況）を所与の事実として、以上の議論を進めてきた。こうした事実は、現行制度上はディスクローズされない。そもそも自律性を旨とする協同組合組織にあっては、ディスクローズされる情報は組合自身が決定すべきことである。とはいえ、いったんディスクローズされた情報には合理性がなければならない。こうした情報の合理性を確保するために、組合には監事が設けられている。この点について、会計監査の側面からみれば、組合監事に対しては商法第260条ノ3第1項（監査役の取締役会出席権）とともに、第274条の規定（業務監査権、調査権）が準用される〔「協同組合による金融事業に関する法律」（協金法）第6条の2〕。会計監査機能と業務監査機能との二つの機能のうち、業務監査機能——いわゆる適法性検証——に力点が置かれているわけである。

信用組合にあっては、会計処理に経営者の判断が介入する余地はそれほど大きくはない。貸付金・有価証券に係る未収利息を計上する際にも、また貸倒引当金の設定に際しても、無税償却を選択するかぎり、経営者の判断による計上額は「課税の公平」の見地から大阪府の検証を経る。この検証は「決算経理指導要領」に基づいて行われ、問題があれば是正が求められる。つまり、税法をふまえた行政判断が「決算経理指導要領」として表現され、これが会計処理を制約するのである。会計処理の適正性検証は行政にゆだねられているわけであるから（もっぱら課税所得計算目的に限定された適正性検証となる）、協同組

合における監事に期待されているのは、業務監査への集中である。「外部監査」を導入するのであれば、監査人の監査責任と行政責任との整合が図られなければならないが、会計データが作成されるプロセス——内部統制——の整備が未だ不十分な中小金融機関に対して、公認会計士監査を導入してみても実効があるものではない。公認会計士監査の成否は、内部統制の整備状況に依存するからである。この点で、「外部監査」は税理士にはなじまない。内部統制の整備・充実のために、内部監査を強化する目的で、公認会計士から報告書を監事および総代会に提出させるのが、現時点では現実的である。

木津信の事業報告書に記載された監査のメッセージは、「以上各項目を監査、その適正妥当であることを確認いたします」というものである。監査の内容が明らかではないし、適正性や妥当性の判断根拠も何ら示されていない。この点からすれば、「外部監査」の導入に先立って、経営検証システムにおける監事の責任分担をあたためて明確化することが求められよう。

2. 中小金融機関におけるディスクロージャーのあり方

木津信のように協同組織性を失いつつある中小金融機関のディスクロージャー問題を検討してみよう。ディスクロージャーが充実しておれば、木津信の経営破綻が防げたわけではない。しかも、ディスクローズされる会計計数は“事後的”な情報に他ならず、それを“事前的”な情報として活用するに過ぎない。現行の商法においても、経営者がこれから行おうとする経営行為に対して、事前に差し止める権限を持つのは、株主総会と監査役である。こうした権限を監事が有すること、あるいは業務監査に重点が置かれている現状からすれば、適法性検証手法を明確化するとともに、発見された違法行為の内容とその影響をディスクローズするなど、実態監査として監事機能を強化する必要がある。また、理事者の経営行動は総代会で承認されており、この局面で理事者の行動を是正できたのは監督官庁だけである。中小金融機関経営者の経営行動に対するチェックシステムのなかで、監督官庁や監事（監査役）が果たすべき

役割を明確にしないまま、中小金融機関へのディスクロージャー——わけても会計計数のディスクロージャーに矮小化した——を強制することは、ともすれば、事後的情報でしかないディスクロージャーに過大な期待を寄せたり、「預金者の自己責任」を一面的に強調する「責任転嫁」論に陥りかねない。

ディスクローズされた会計計数を分析する際に留意すべきことは、分析結果がそのまま現実を反映するのではないということである。極めて単純化した事例でこのことを説明するところである。金融機関が、保有する資産をいかに効率的に運用して利益を生み出しているのかを検証するために、税引後当期純利益と総資産との比率を三菱銀行と木津信とのそれぞれについて計算すれば、1995年3月決算時の三菱銀行の総資産（未履行債務である支払承諾見返勘定を除く）は、45兆8,216億円、税引後当期純利益352億円であり、1992年3月決算時の木津信では、9,380億円、83億7,000万円であるから、この比率が0.08%と0.89%と、木津信が“1ケタ違う数字”になってあらわれてくる。一方は世界をまたにかけた多国籍銀行であり、他方は大阪の中小金融機関である。株式投資にとって必要な効率性指標としては意味を持ちえたとしても、それをもって資本運動の効率性を判断するわけにはいかない。都銀の国際的な資金調達・運用能力に照らしても、経営基盤が全く異なるわけだから、比較すること自体にさほどの意味があるわけでもない。つまり、会計計数の分析には、その計数が生み出されてくる経済的諸関係の検討が不可欠なのであって、対象企業の経済的実態を明らかにするには、会計計数の分析だけでは不十分なのである。ディスクロージャーの充実を主張する議論であっても、こうした会計計数の限界を看過した議論も少なくない。

また、日常的に財務諸表分析に携わっていない非専門家に、専門家と同様の分析能力を期待するのは、はじめから成り立たない議論である。したがって、財務諸表分析を職業とする者を想定して、ディスクロージャーのあり方を考えるべきである。しかし、格付け機関や証券アナリストといった職業集団が社会的役割を担うには、それらへの社会的信頼が十分には成熟していないという現

状がある。そこから、ディスクロージャーの充実が議論になるときは必ず、「ディスクローズさるべき情報の水準」が争点になり、「そこまで明らかにする必要があるのか」という主張の背景にもなってきた。しかし、経営に関する情報は、専門家が加工した情報がマスコミを通じて国民に広がっている現状に照らせば、ディスクローズさるべき情報は、専門家を受け手として想定すべきである。大蔵省通達（「金融システムの機能回復について」）は、ペイオフを採らない理由として、「ディスクロージャーが実施過程にあり、預金者の自己責任を求めるに足る情報が提供されていない」ことをあげた。「自己責任を求め

表—6 業種別貸出残高状況

(金額単位:千円)

業 種 別	貸出先数		金 額			
	先 数	構成比	設備資金	運転資金	合 計	
					金 額	構成比
農 業		%				%
林 業・狩猟業						
漁業・水産養殖業						
鉱 業						
建 設 業						
製 造 業						
卸売業・小売業						
金融・保険業						
不動産業						
運輸通信業						
電気・ガス・水道・熱供給業						
サービス業						
その他の産業						
小 計						
地方公共団体						
雇用促進事業団等						
個人(住宅・消費・納税資金等)						
合 計		100.0				100.0

- (注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大部類に準じて記載する。
2. 貸出金から当座貸越を除いたものによって記載する。

表一7 損益の総括と剰余金の処分

(金額単位:千円)

科 目	当 期	前 期	対前期増減 (△)		摘 要
			金 額	比率	
経 常 収 益				%	
業 務 収 益					
資金運用収益					
役務取引等収益					
その他業務収益					
臨 時 収 益					
経 常 費 用					
業 務 費 用					
資金調達費用 (うち金融借入等運用見合費用)	()	()	()	()	金融借入等平残×(資金調達費用÷調達約定平残)
役務取引等費用					
その他業務費用					
貸倒引当金繰入額					
経 費					
臨 時 費 用					
経常利益(又は経常損失)					経常収益－経常費用
業 務 純 益 (又は業務純損失)					業務収益－(業務費用－金融借入等運用見合費用)
業 務 租 利 益					業務純益＋貸倒引当金繰入額＋経費
(うち資金利益)	()	()	()	()	資金運用収益－(資金調達費用－金融借入等運用見合費用)
(うち役務取引等利益)	()	()	()	()	役務取引等収益－役務取引等費用
(うちその他の業務利益)	()	()	()	()	その他業務収益－その他業務費用
特 別 利 益					
特 別 損 失					
税引前当期利益金					経常利益＋特別収益－特別費用
法人税及び住民税 当期利益金 (又は当期損失金)					第9表の3の参考欄を記入 税引前当期利益金－法人税及び住民税
前 期 繰 越 金					
当 期 未 処 分 剰 余 金 (又は当期未処理損失金)					当期利益金＋前期繰越金
積 立 金 取 崩 額					
剰 余 金 処 分 額					当期未処分剰余金＋積立金崩額
法 定 準 備 金					
特 別 積 立 金					
() 積立金	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
退職給与積立金					
次 期 繰 越 金					
(内部留保金額)					
出 資 配 当 金					
(配 当 率)	(年 %)	(年 %)	(年 %)		
利 用 配 当 金					
(制 合)	(円につき 円の割合) (円につき 円の割合)	(円につき 円の割合) (円につき 円の割合)			
役 員 賞 与 金					
(外部流出金額)	()	()	()	()	

(注) 1. 目的積立金は特別積立金に含め、その内訳を下欄の()内に明示する。

2. 「利用配当金」の「(割合)」において、上段は預金利息、下段は貸付金利息によるものを記載する。

3. 仮決算連報については、「剰余金処分量」欄の記載を省略すること。

るに足る情報」の水準を専門家が必要とする水準に設定しなければ、ディスクロージャーが経営責任や行政責任を「預金者」に転嫁する手段になりかねない。

前節では、木津信の不動産向け貸出比率が所与の事実であるとして、議論を進めてきたが、業種別比率は現状ではディスクローズされていない。上場会社なら『有価証券報告書総覧』で公表している業種別貸出比率ですら、信金や信組などの中小金融機関はディスクローズしないという現実をとらえて——協同組合には組合員以外へのディスクロージャーは強制されないのであるが——、ディスクロージャーの充実を主張する見解がある。そこで、中小金融機関のディスクロージャーを充実させる一つの方策は、監督官庁への提出報告書を、中小金融機関が自発的に発行する“ディスクロージャー誌”に転載することである。実例として、『信用組合基本通達』に示されている各信組から地方自治体への報告書である「業種別残高状況」(表一6)と「損益の総括と剰余金の処分」(表一7)を示しておく。中小金融機関の経営者が、そうした措置をとるのに、法的障害は何もない。ディスクロージャーの充実は、経営者の自主的判断に係ることがらだからである。また、すでに作成済の会計計数を転載すればよいのであるから、ディスクロージャー・コストも障害にはならない。しかも「要求に応じて配布する」こととすれば、ディスクロージャー・コストはさらに削減できよう¹⁷⁾。

結びにかえて

「2信組」・コスモ、木津信では、都道府県の監督責任問題がクローズアップされた。信用組合には、預金者保護の観点から健全経営を確保すべく、監督権限が大蔵省から都道府県に委任されている。とはいえ『信用組合基本通達』は、「信用組合の監督にあたっては、金融行政の総合的一貫性を確保するため、

17) 以上で述べた議論は、企業体としての成長を志向する中小金融機関を前提した議論であって、協同組合組織形態を維持しようとする中小金融機関には妥当しない。自律を旨とするかぎりには、協同組合民主主義の充実という問題として解決さるべきだからであり、非営利組織におけるディスクロージャーのあり方は、営利組織のそれとは区別さるべきだからである。

大蔵省（財務局）との間に密接な連絡をとることが必要と考えられる」とし、また「全国的統一的判断を伴う事項についても、大蔵省に対する事前協議を求める」ともしており、最終的な監督責任は大蔵省が負っている。

信組の会計処理は、統一経理基準に基づいて処理される。これは、「収益の実態を公表利益に反映させ、経営責任を明確」にし、「統一的な基準（経理基準——引用者）を設けて、経営合理化、自己資本充実、資産内容の健全化を図る」ことを目的としている（信用組合基本通達）。検査の目的は、信用組合の金融機関としての公共性に鑑み、その業務および財産等の状況を的確に把握し、もって預金者その他の一般債権者の利益の保護および信用組合の金融機関としての機能発揮の促進に資することにある。検査項目と重点事項も、①法令、定款、業務方法等の遵守状況、②資産、負債および損益の状況、③業務運営の状況、④その他特定の指示事項とされている。②の資産、負債および損益の状況においても、留意事項として列挙された項目は、大口融資、員外貸出等の適法性検証に重点が置かれている。信組への指導監督を実効あるものにすべく、業務報告書の虚偽記載や検査・調査の妨害などには50万円以下の罰金刑が課せられるほか、役員や監事を解任する権限も行政には与えられている。

資産内容の健全化を図るという点では、特に不良債権の分類検査と償却検査を通じて、大阪府は木津信に係わってきた。表—8は、大阪府が財務局に提出する「信用組合検査結果概要（四半期報告）」の様式である。「分類資産の区分」（表中の注4参照）において「Ⅳ分類」に該当するものは、その全額を償却しなければならないが、通常、無税での償却が認められる。「Ⅲ分類」に該当するものは、そのうち損失が見込まれると判定した額を償却しなければならないが、この部分は有税で処理される。そこでは、「Ⅳ分類」か「Ⅲ分類」かをめぐり、経営者の判断と行政の判断とが食い違うことも予想されるが、課税の公平の見地からは、経営者が行政を納得させない限り、無税償却は認められないので、行政がイニシアチブを握っている。大阪府は、こうした不良資産の「分類区分」を行うほか、実際にどのように償却されているかも「償却検査」

表一 8 信用組合検査結果概要 (四半期報告)
(平成 年度第 四半期分)

都道府県名

(金額単位 千円)

組合名	検査基準日 （前検査日）	検査従事員数	検査延べ従事員数	判定等級 （前判定等級）	主要勘定				分類資産								分類率		自己資本			諸比率					業務収支率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
					預金	貸出金	貸出金	資産総額	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計	うち新規分類				総資産分類率	貸出金分類率	組合員勘定(A)	自己資本勘定(B)	正味自己資本(A-B)	支払準備率	非支払準備有価証券保有率	預貸率	固定比率	貸出金延滞率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
													Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	()			()					()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()</

- (注) 1. 「検査延べ従事員数」欄には、検査従事員数に検査従事日数(実働)を乗じたものを記載すること。
 2. 「判定等級」欄には、都道府県の定める判定基準により判定した等級を記載すること。
 3. 「主要勘定」、「分類資産」、「分類率」、「自己資本」及び「諸比率」欄は、検査基準日現在をもって記載し、「業務収支率」欄は、直前期のもの(検査結果により補正したもの)記載すること。
 4. 分類資産の区分は次によること。
 Ⅱ 分類資産…回収上の諸条件が満足に満たされていない債権、何等かの欠陥によって信用上疑義のあるもの又はその他の理由により組合資産として好ましくない資産。
 Ⅲ 分類資産…最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、したがって損失の発生が見込まれるが、現在その損失額の確定し得ない資産。
 Ⅳ 分類資産…回収不能又は無価値と判定される資産。
 5. 「分類資産」の各欄には、カッコ書きをもって当該分類資産中に含まれる貸出金(以下「分類貸出金」という。)の額を内書きすること。
 6. 「総資産分類率」の欄には、「分類資産」の「計」の額を「資産総額」で除したものを記載すること。
 7. 「貸出金分類率」の欄には、「分類貸出金」の「計」の額を「貸出金」で除したものを記載すること。
 8. 「自己資本き損額」の欄には $(\frac{Ⅲ}{2} + Ⅳ + \text{正味自己資本の計算上控除すべき額})$ から $(\text{貸倒引当金} + \text{正味自己資本の計算上加算すべき額})$ を減じた額(負の場合は朱書きすること。)を記載すること。ただし、「正味自己資本の計算上控除すべき額」とは(有価証券評価損(評価損の合計額が評価益の合計額を上回る場合、その上回る額をいう。)+帳簿外債務+その他正味自己資本の計算上控除すべきものとして設定された額)をいい、「正味自己資本の計算上加算すべき額」とは(退職給付引当金+負債価格変動引当金+その他正味自己資本の計算上加算すべきものとして設定された額)という。
 9. 「諸比率」の各欄は別表様式1の(注)1.の定義によるほか、次により記載すること。

$$\text{イ 非支払準備有価証券保有率} = \frac{\text{支払準備資産の有価証券}}{\text{預金}}$$

$$\text{ロ 貸出金延滞率} = \frac{\text{延滞貸出金(期限を6ヵ月以上経過した貸出金)}}{\text{貸出金}}$$

(B表)

組 合 名	法令、定款、業務方法書等の違反事項	業務運営上の問題点	主要示達事項

- (注) 1. 「法令、定款、業務方法書等の違反事項」については、項目別に件数、金額を記載すること。
 2. 「業務運営上の問題点」については、基本通達第17、2、(3)にかかせる事項の問題点について記載すること。

(C表)

組 合 名	主要示達事項 (示達年月日)	回 答 要 旨	改 善 状 況

- (注) 1. 改善状況については、示達回答書の内容についての改善状況等を具体的に記載する。
 2. 本表については、示達後6ヵ月経過後に報告するものとする。

を通じて検証する¹⁸⁾。行政責任の第一は銀行業務の健全性を確保・維持するための適法性検証にあるにもかかわらず、実際の監督業務のかなりの部分は、こうした「税務調査」に振り向けられているのが実情である。

大阪府は、「自治体の責任は経営破綻処理にまで及ばない」との見地から、「7つの限界」を具体的に示し、「検査で経営実態のすべてがわかり、的確な指導を行えば経営破綻の回避は可能といった検査万能の見方は幻想」と述べた（参考資料を参照されたい）¹⁹⁾。なるほど確かに、検査で「経営実態のすべて」が判明するとは思われない。だがしかし、行政検査を通じて得られた情報以上のものが、罰則規定（「協金法」第10条・12条）や監督権限なくして得られるとは思われないし、大阪府に与えられている監督権限がそれほど無力だとも思われない。また、監督官庁の「的確な指導」があるからこそ、営業認可を受けた金融機関に営業・生活資金を預け入れている府民の立場からすれば、いくら木津信の経営者が府の指導を受入れなかったといっても、にわかには受入れ難い主張でもある。とはいえ、行政責任と経営責任や監査責任（監事・監査役あるいは公認会計士）が互いに依存しあい、責任の遡及が困難になっている銀行経営の現状に照らしてみると、チェック・システムの機能不全を訴えた大阪府の主張は、信用組合に対する地方自治体の監督責任という枠組みを超えて、金融機関の税制にからむ——貸倒引当金の強制的繰入と無税償却という——銀行経営のチェック・システムのあり方という一般性を備えた問題を提起している。アメリカではかつて、フランクリン・ナショナル銀行の倒産（1974年10月）に際して、議会が第三者である監査法人に連銀や財務省による銀行検査の検証を依頼し、検証結果の報告書を提出させ、制度の改善に努めたことがある²⁰⁾。こ

18) 有税扱いで不良債権を処理するなら、経営者の判断によって必要とした引当金額が設定できるとともに、こうした検査もさしあたって必要ではなくなるが、税金を通じて本来あるべき利益が社外流出してしまったという点で、経営者の判断が別の角度から検証されなければならない。ここにこそ、公認会計士監査の必要性があると私には思われるのであるが、監査責任・行政責任の峻別と同時に、監査判断による行政判断の利用という側面から検討を加え、この問題は別の機会に論じようと思う。

19) 日本経済新聞大阪地方版、1995年8月31日付。

20) 櫻田照雄『銀行ディスクロージャー』法律文化社、1995年、第3章2節を参照されたい。

うした実態と制度的欠陥の解明とともに、ディスクロージャーの充実や外部監査の導入の背後にある理論的枠組みの再検討——行政責任・経営者責任・監査責任の峻別・再構成——を木津信の経営破綻は訴えているのである。

(1995.9.30)

(参考資料 1)

知事に委任された権限の範囲

〈協同組合による金融事業に関する法律〉

- (1) 第3条第1項～3項……各種事業の認可、事務所の位置変更等
- (2) 第6条第1項で銀行法の規定を準用する旨が規定されている。具体的に知事が行える権限は次のとおりである。
 - ① 銀行法第13条ただし書き…… 限度超過の承認
 - ② 銀行法第16条…… 臨時休業等の届出の受理
 - ③ 銀行法第19条第1項…… 業務報告書等の徴収
 - ④ 銀行法第24条第1項～3項…… 報告または資料の徴収
 - ⑤ 銀行法第25条第1項～5項…… 検査権限
 - ⑥ 銀行法第26条…… 業務の停止命令等の権限
 - ⑦ 銀行法第27条…… 役員解任命令等の権限
 - ⑧ 銀行法第28条…… 解散命令等の権限
 - ⑨ 銀行法第37条…… 解散の総会の決議に対する認可
 - ⑩ 銀行法第44条～46条…… 清算手続に関する権限
 - ⑪ 銀行法第56条…… 各種告示の権限

〈中小企業等協同組合法〉

- (1) 第27条の2第1項～6項…… 組合設立の認可
- (2) 第31条…… 組合成立の届出の受理
- (3) 第35条の2…… 役員変更の届出の受理
- (4) 第48条…… 請求による総代会の招集に対する承認
- (5) 第51条第2項…… 定款変更の認可
- (6) 第63条第3項…… 合併の認可
- (7) 第105条の3…… 報告の徴収
- (8) 第105条の4…… 報告の徴収、検査の実施
- (9) 第106条第1項～2項…… 業務の改善命令、解散命令

(参考資料 2)

信用組合の検査・指導責任について

平成7年9月8日 大阪府商工部金融課

府県が信用組合の検査を実施するに際し、次のような限界がある。

1. 検査・指導の事後性からくる限界

検査が可能なのは、既成の事実や書類、現物であって、協議中の融資案件などは通常知りえない。従って、融資契約であればその成立以降であるということである。こうした、検査が本来的に有する事後性からくる限界がある。経営状況は、資産内容の検査結果により把握するわけであるから、経営悪化は、各検査により資産内容の悪化が判明した後、つまり、経営が悪化してから初めて把握が可能ということになる。また、当初から問題融資ということが明確な融資案件というものは少ないが、問題融資であっても、既に成立した契約を戦権で破棄させることはできない。事前審査制度をとっているわけではないのだから、検査・指導の事後性から生じる限界は克服できないと考えられる。

2. 検査の任意性からくる限界

信用組合に対する検査は、検査の法的根拠である銀行法第25条第4項により「第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」とされ、任意の検査が前提とされており、捜査のような強制的なものは認められていない。国税調査では、納税者の主張を確認するための反面調査が戦権として認められているが、信用組合の検査には反面調査は認められていない。従って、検査により疑問が生じて、あくまで、相手方から出される資料と説明により判断しなければならない。このように、検査の任意性から、検査が及ばないところが生じることは止むを得ない。

3. 検査・指導権限の範囲からくる限界

系列のファイナンス（一府県を越えて事務所等を設置するものは大蔵省管轄）、抵当証券（大蔵省管轄）などのノンバンク等を設立して、本体よりの融資に加えて、協調融資を実行するなど、府県の検査・指導権限の及ばない金融機関の活動が行われている。

信用組合の資産内容を把握しようとしても、金融機関である抵当証券（大蔵省管轄）に融資していることは分るが、その内容が良いかどうかは抵当証券の監督権限のない府

県には調べることはできない。結局、府は、大蔵省近畿財務局に当該信組の検査結果を報告する際、その点を指摘するにとどまる。このように、府県の権限があくまで信用組合限りであり、他金融機関との協調融資のようなトータルの姿は、大蔵省しか握めないのが実態である。

4. 経営の自己責任からくる限界

検査は、現行制度上（協金法第6条、銀行法第25条及び基本通達第17検査）、対象となる信用組合における①法令、定款、業務方法書等の遵守状況、②資産・負債及び損益の状況、③業務運営の状況などを把握することを主眼としている。金融の自由化という政策の下で、経営内容に大きな影響を与える金利設定が高いかどうか、あるいは系列ノンバンクを設立し、組合本体の融資とあわせて協調融資をすることの是非、さらには、将来の普通銀行転換を目標とする経営規模拡大方針といった経営政策については本来、経営の自己責任の問題であって、こうした経営戦略、経営政策といったことには行政は不介入であり、検査にも馴染まないといえることができる。

5. 検査結果の非公開性からくる限界

検査内容は、当該金融機関の経営上の機密事項や預金者のプライバシーに関わるため検査結果は非公開の扱いとなるが、その反射的效果として、公開されないことから検査によって指摘されるような事項に関する自己規正による抑制効果を期待できない面がある。

6. 指導の実効性からくる限界

大口信用集中や元加貸しなどの問題点を指摘し、改善を指導しても従わなかった場合には、罰則を伴う業務改善命令や理事の解任命令を発することは可能である。しかしながら、これらはいずれも今後改善させるための間接強制の手段であって、直接的には問題融資契約を職権により破棄させることはできないし、命令によって不良債権を減少させることも、資産内容を改善させることもできない。しかも、従来は、こうした命令を出すこと自体が一般に信用不安を引き起こすとして、命令には非常に慎重な姿勢がとられてきたため、破綻処理の方針が固まっていなかった限り、業務改善命令も控えられてきた。このように、指導の実効性からくる限界というものがある。

7. 検査・指導と救済もしくは処理システムが連続しないことからくる限界

府県は、検査・指導によって経営の悪化した信用組合の実態を把握した上で、自主再建が可能かどうかを見極めることはできるが、その後の処理として現行制度の中では、預金保険法によるペイオフ（預金保険の支払い）か合併等による資金援助しかなく、採りうる手段が少ないことに併せ、実質的に府県では不可能と思えるスキームの作成等を求められるため、しり込みせざるを得ない。例えて言えば、医師としての診断はついていても、治療するための薬や治療法がないまま、手のつけられなくなった後の処理しか定められていないという現行法制度上の欠陥が存在する。

このような検査・指導に内在する制度的限界がある。しかも、ひとたび経営悪化説が流れたり破綻処理に着手した場合、絶えず預金流出という不安要素にさらされるが、その流動性不安への第一義的な対応も府県の責任とされても、府県の税財政システムにおいて対応できるようになっていない。流動性の支援システムは、大蔵省と日本銀行が主導しなければ保ちえないものである。